

## 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を 求める意見書

現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの社会資源の絶対的不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、「老障介護」等の現実の中で、「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。取り分け、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイ（いわゆる「ロングショート」）を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であると言える。

よって、下記の事項を強く要望する。

### 記

- 一、障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 一、入所機能を備えた地域生活支援拠点を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
総務大臣